

【オフィスでんき 119 太陽光買取サービス(市場連動)】重要事項説明書兼買取条件説明書

本書は、株式会社東名(以下「当社」といいます。)がお客様から太陽光発電による余剰電力を買い取る契約(商品名「オフィスでんき 119 太陽光買取サービス(市場連動)」、本書では以下「オフィスでんき 119 太陽光買取サービス(市場連動)」といいます。)を提供する際の条件に関する大切な事項を記載し、説明するものです。

オフィスでんき 119 太陽光買取サービスのお申し込みにあたっては本書をよくお読み下さい。 契約内容をご理解、ご承諾いただき、また「オフィスでんき 119 太陽光買取サービス(市場連動) 契約約款」(以下「買取約款」といいます。)および「個人情報の取扱いについて」記載の事項についてもご承諾いただいたうえで、所定の方法によりお申し込みいただきますようお願いいたします。

1 オフィスでんき 119 太陽光買取サービス(市場連動)のお申し込み方法

- ・ Web サイトまたは所定のお申込書によりお申し込みいただけます。

2 買取開始日

- ・ 買取開始日は、原則として「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」第 3 条第 1 項にもとづき経済産業大臣が定める調達期間の満了月(以下「FIT 満了月」といいます。)以降の検針日または一般送配電事業者との系統連系開始日以降の最初の検針日といたします。
- ・ 当社は、お客様からのオフィスでんき 119 太陽光買取サービス(市場連動)の申込みを承諾した場合には、買取開始に係る準備その他必要な手続きを経た後、FIT 満了月の翌月以降または一般送配電事業者との系統連系開始日以降に速やかに買取を開始いたします。

3 買取単価

買取単価は 30 コマごとの買取単価を、当社 WEB サイト上でエリア別に公表いたします。

4 受電用電力量計の設置、工事費負担金等相当額(発生した場合のみ)

- ・ 受電用電力量計については、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客様のご都合により、特に多額の費用を要する場合は、当該費用はお客様のご負担となることがあります。
- ・ オフィスでんき 119 太陽光買取サービス(市場連動)の開始または変更等にともない、一般送配電事業者の供給設備を新たに施設し、または変更する場合で、当社が、一般送配電事業者の託送供給等約款にもとづき工事費負担金等を請求されたときは、当社は、当該工事費負担金等に相当する金額をお客様から申し受けます。

5 買取料金のお支払い方法

8 月の検針日から 2 月の検針日前日までの 6 ヶ月間の買取料金額の合計額を 4 月末日までに、2 月の検針日から 8 月の検針日前日までの 6 ヶ月間の買取料金の合計額を 10 月末日までに、一括してお客様のご指定口座にお支払いいたします。

6 太陽光買取、保安等にもなうお客様のご協力

- ・ 一般送配電事業者の供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について、ご協力をお願いいたします。
- ・ 一般送配電事業者の供給設備の故障、点検、修繕または変更その他工事上やむをえない場合、もしくは電気の買取上または保安上必要な場合、電気の使用の制限または中止に関してご協力ならびにご理解をお願いいたします。
- ・ 当社または一般送配電事業者が業務上、必要とする場合には、お客様の土地または建物に立ち入ることにご承諾をいただきます。
- ・ 引込線、受電用電力量計その他お客様の電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずるおそれがある場合は、一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。

- ・お客様が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件、設備の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。
- ・お客様が電気工作物の変更を行った場合には、その旨を一般送配電事業者にご連絡していただきますようお願いいたします。
- ・その他、一般送配電事業者の託送供給等約款の遵守をお願いいたします。

7 オフィスでんき 119 太陽光買取サービス(市場連動)のご契約期間、ご契約期間の更新

- ・ご契約期間は、買取開始日から2年経過した日といたします。
- ・ご契約期間満了に先だってオフィスでんき 119 太陽光買取サービス(市場連動)の終了または変更等に係る別段の意思表示がない場合は、ご契約期間満了後も1年ごとに買取価格以外は、ご契約期間満了日で有効な買取約款ほかと同一条件で更新されるものといたします。なお、買取条件の説明および書面交付は、オフィスでんき 119 太陽光買取サービス(市場連動)の期間に関する事項のみとし、当社の専用 Web サイト等に掲載する方法等によりお客様にお知らせいたします。

8 オフィスでんき 119 太陽光買取サービス(市場連動)のご解約等に関する事項

- ・お客様が電気の当社による買取をお止めになる場合、太陽光発電設備を撤去される場合には、あらかじめ解約希望日を定めて当社にご連絡いただきますようお願いいたします。
- ・お客様が次のいずれかに該当する場合には、当社は、オフィスでんき 119 太陽光買取サービス(市場連動)を解約することがあります。なお、この場合、原則として解約日の15日前までにお客様にお知らせいたします。
 - (1) 一般送配電事業者により電気の供給を停止された場合において、当社が定めた期日までにその理由となった事実が解消されない場合
 - (2) お客様が小売電気事業者への電気料金の不払い等により、電力供給を停止され、これにともない太陽光発電に関わる機器が稼働できなくなった場合
 - (3) お客様が買取約款または託送供給等約款に違反した場合
- ・お客様が反社会的勢力関係者と判明した場合、または反社会的勢力関係者の疑いがあると当社が認めた場合は、本条の定めによらず、お客様の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要せず、ただちに買取サービスを解約することができます。

9 ご解約等に関するご留意事項

- ・オフィスでんき 119 太陽光買取サービス(市場連動)を解約される場合は、お申し込みをされた日以後、原則として最初の検針日または最初の計量日をオフィスでんき 119 太陽光買取サービス(市場連動)の解約日といたします。
- ・一般送配電事業者が供給設備の全部または一部を設置した後、お客様のご都合によって買取開始に至らないで買取契約をご変更または取りやめとされる場合において、一般送配電事業者から当社に工事費等の請求がなされた時は、当社は、その実費をお客様から申し受けます。

10 個人情報の取扱いについて

- ・当社は、お客様に係る個人情報を、「個人情報の取扱いについて」に定めるところにより取り扱います。
- ・本条に定めるほか、当社の個人情報保護に対する取組みについては、当社 Web サイト等において通知するプライバシーポリシーに定める事項に従うこととします。

11 その他

- ・お客様が故意または過失によって、電気のご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物等を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合、当社は、その賠償に要する金額をお客様にお支払いいたします。
- ・停電や電気の供給設備に関するお問い合わせは、地域の一般送配電事業者までご連絡ください。
- ・本書に記載のない事項については、買取約款またはその他関連する当社の契約によります。

小売電気事業者名
株式会社東名
三重県四日市市八田二丁目 1 番 39 号

(小売電気事業者登録番号:A0650)

0120-119-388

受付時間:午前 9 時～午後 6 時(年末年始を除く)

【Web サイト】

<https://officedenki119.com/>

2025 年 5 月 1 日実施